

## 越谷市地域防災計画（素案）パブリックコメント実施概要・結果

パブリックコメントの実施について	
意見募集期間	令和3年（2021年）12月 8日（水）から 令和4年（2022年）1月 7日（金）まで
周知方法	広報こしがや12月号、越谷市公式ホームページ、越谷 City メール、Twitter、LINE
計画書・意見書の配架先	危機管理室、情報公開センター、各地区センター・公民館（市内13か所） ※ 計画書・意見書については、HPにも掲載
提出方法	上記配架先への提出（意見箱への投函）、郵送、FAX、電子メール

パブリックコメントの結果について													
パブリックコメントの総数	14件（3人）												
提出方法の内訳	<table border="0"> <tr> <td>窓口持参（危機管理室）</td> <td>14件（3人）</td> </tr> <tr> <td>意見箱</td> <td>0件（0人）</td> </tr> <tr> <td>郵送</td> <td>0件（0人）</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>0件（0人）</td> </tr> <tr> <td>電子メール</td> <td>0件（0人）</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>14件（3人）</td> </tr> </table>	窓口持参（危機管理室）	14件（3人）	意見箱	0件（0人）	郵送	0件（0人）	FAX	0件（0人）	電子メール	0件（0人）	合 計	14件（3人）
窓口持参（危機管理室）	14件（3人）												
意見箱	0件（0人）												
郵送	0件（0人）												
FAX	0件（0人）												
電子メール	0件（0人）												
合 計	14件（3人）												
意見への対応区分	<table border="0"> <tr> <td>A：計画に意見を反映</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>B：計画に示されていると考えるもの</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>C：計画に対する意見、質問として 受けるが、素案のとおり</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>D：その他（計画に関連しない意見、要望、 質問等）</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>14件</td> </tr> </table>	A：計画に意見を反映	4件	B：計画に示されていると考えるもの	3件	C：計画に対する意見、質問として 受けるが、素案のとおり	7件	D：その他（計画に関連しない意見、要望、 質問等）	0件	合 計	14件		
A：計画に意見を反映	4件												
B：計画に示されていると考えるもの	3件												
C：計画に対する意見、質問として 受けるが、素案のとおり	7件												
D：その他（計画に関連しない意見、要望、 質問等）	0件												
合 計	14件												
意見等に対する市の考え方	次ページの「パブリックコメントのご意見と市の考え方について」を参照												

# パブリックコメントのご意見と市の考え方について

## 【対応区分】

- A:計画に意見を反映
- B:計画に示されていると考えるもの
- C:計画に対する意見、質問として受けるが、素案のとおり
- D:その他(計画に関連しない意見、要望、質問等)

計画該当箇所:いただいたご意見が該当する計画(素案)のページを示す

整理番号	計画該当箇所	ご意見の内容	市の考え方	対応区分
1	目次	節に空白部分があるため記載をした方がよい。また、タイトルのずれ、ページ番号が異なる部分などがある。	ご意見を踏まえ、修正します。	A:計画に意見を反映
2	目次	担当部対照表について、選挙管理委員会事務局及び農業委員会が追加になった理由は。	『越谷市災害対策本部要綱』と記載内容の整合を図り、記載しております。	C:計画に対する意見、質問として受けるが、素案のとおり
3	第1編第2章第4節第1地震被害想定	越谷市の被害想定について詳細に記載した方がよい。	『第1編第2章第4節第1地震被害想定』の「●埼玉県地震被害想定調査における被害想定(越谷市分)」に記載しております。	B:計画に示されていると考えるもの
4	第1編第2章第4節第1地震被害想定	埼玉県地震被害想定調査における想定地震の断層位置図について、越谷市の位置を分かりやすくしてほしい。	ご意見を踏まえ、修正します。	A:計画に意見を反映
5	第2編第2章第4節第2自主防災組織・自主防災リーダーの育成	自主防災組織の活動カバー率について、記載内容を検討したほうがよい。	自主防災組織が組織されている地域の自治会への未加入世帯も含めた全世帯数を市の全世帯数で割った場合の組織率として記載します。	A:計画に意見を反映
6	第3編第2章第7節第2総合的治水の推進	総合的治水から流域治水へ変更したほうがよい。	雨水貯留浸透対策の強化やハザードマップの整備などの治水対策を総合的に推進する「総合的治水」の一部に、本市を含む氾濫流域の関係自治体、企業など、あらゆる関係者が協働して浸水被害を軽減させる「流域治水」が含まれている旨を記載します。	A:計画に意見を反映
7	第3編第2章第11節第1雪害の発生、対処に関する知識の普及	雪害の発生、対処に関する意識の普及について文章の内容を検討した方がよい。	自助の観点から、食料・物資の備蓄、除雪作業時の注意点、雪道を運転する場合の注意点等について記載したうえで、市がこれらの対策を普及する旨を示しております。	B:計画に示されていると考えるもの
8	第3編第3章第5節応援要請・要員確保計画 第3編第3章第5節受援計画	第5節応援要請・要員確保計画と第6節受援計画の文言が似ているため分かりづらい。	『第2編第3章第5節応援要請・要員確保計画』は、災害対応の要員確保や応援要請等について、『第2編第3章第6節受援計画』は、各組織・団体からの応援に対する対応について記載しております。	C:計画に対する意見、質問として受けるが、素案のとおり

# パブリックコメントのご意見と市の考え方について

## 【対応区分】

- A:計画に意見を反映
- B:計画に示されていると考えるもの
- C:計画に対する意見、質問として受けるが、素案のとおり
- D:その他(計画に関連しない意見、要望、質問等)

整理番号	計画該当箇所	ご意見の内容	市の考え方	対応区分
9	第3編第3章 第12節避難 情報	避難所情報の実施責任者等の記載が分かりづらい。	避難情報の実施責任者は、市長、警察官、自衛官等による実施責任者を記載しており、詳細については『第2編第3章第11節第1避難情報』で記載しております。なお、災害によらず共通する内容は、連続する記述を避けるため、先述の箇所を準用しております。	B:計画に示されていると考えるもの
10	第1編第2章 第4節第1地 震被害想定	1.大地震に備えた対応の強化 総合防災ガイドブックによれば大地震の発生確率は、茨城県南部地震、東京湾北部地震とも30年以内に70%とあり、越谷市における最大震度は6強と予想されている。一旦、地震が起きれば相当な被害が発生する可能性がある。この2つの地震は相互に関連がないので、一方が起きれば片方は起きないということはない。 両方ともあるいはいずれかが発生する合成確立は、以下の式で計算できる 合成確率=(1-両方とも発生しない確率) 発生しない確率:1-0.7=0.3(30%)なので、 両方とも発生しない確率:0.3*0.3=0.09(9%)となり そうすると、合成確率=(1-0.09)=0.91(91%) 以上に示すようにとても怖い確率の数値である。 地震は水害と違って突然予告なしに起きるので始末が悪い、それゆえ尚更、普段からの備えが大切であると考えている。例えば、地震発生直後に対策本部(仮称)を立上げて、市内の被害状況などを短時間の内に把握する必要があると思うが、その体制はできているのか等検討すべき課題はたくさんあると思う。	地震が発生した場合の体制については、『第2編第3章第1節活動体制計画』において、災害対策本部の設置、動員配備、初動活動、応急活動について記載しております。	C:計画に対する意見、質問として受けるが、素案のとおり
11	第2編第3章 第2節第2地 震情報の収 集・伝達』  第2編第3章 第1節第3初 動活動体制	2.災害対策本部(仮称)体制の明確化 大地震が発生した際に、発生直後から数時間は組織的に救助・救接活動を展開出来るのは自治会しかないと考えている。しかしながら自分達の自治会だけでは対応出来ないケースも出てくると思う。そんな場合にどこに支援等を求めればいいのか、逆に自分達のところは被害が少ないので他の自治会へ支援に行きたいがどこが必要としているのかが分からない。など、単独の自治会では動きが取りにくい状況になると思われる。 そこで市全体の救助・救接活動を統括する司令塔組織が必要と考える。この組織を使って自治会毎の被害状況を把握することも可能であると思う。 1つの案として、以下のような体制が考えられる。 市役所…… 越谷市災害対策本部に設置 地区センター…… 市内13箇所の地区センターに「〇〇地区災害対策本部」を設置 自治会…… 地区災害対策本部と連絡を取りながら救助・救接活動 ※自治会数が多くブロック分けされている場合は、地区センターとの間に災害対策本部を設けることも考えられる。(桜井地区の場合、南部、中部、北部と3つある)	災害発生時は必要に応じて、市役所に災害対策本部を設置するとともに、災害対策本部長が指定する場所に現地災害対策本部を設置することとしております。また、地区防災拠点となる市内13か所の地区センターや開設する避難所等において、自治会や自主防災組織等からの救助・救接活動や被害状況等に関する情報を収集し、災害対策本部と共有することとしております。	C:計画に対する意見、質問として受けるが、素案のとおり
12	第2編第3章 第3節第2広 聴活動  第2編第6章	3.情報伝達ルートの確立 大地震が発生した直後は、公衆電話を初め携帯なども繋がりにくくなることはよく知られている。情報伝達ルートとしては、場合により人を介した手段も考えておくことが重要だろう。市役所からの一方通行の情報だけでは不十分で、自治会等からの問い合わせにも応じてくれる体制が必要であると考えている。大地震が発生した直後は、気が動転しており、デマ等の風評により動揺して思わぬ行動に出ることがある。このような場合に問合せをして確認出来る手段があることのような行動を抑止できることが可能になると思う。 1923年(大正12年)に発生した関東大震災の際、デマから朝鮮人を大虐殺した事件があるが、確認ルートが途切れると情報の信憑性を確認する街がなくなってしまい、デマから思わぬ行動に導かれてしまった事例である。	被災住民からの相談、要望、苦情等への相談窓口を設置するとともに、災害情報に関するホームページを開設することとしております。 誤情報への対策として、避難場所や避難所へのチラシ、広報紙の張り出し、配布や広報車を活用した情報発信のほか、市民が正しい情報の発信・取得できるよう防災知識の啓発、スマートフォンアプリ「防災アプリ」や越谷Cityメールなどプッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等について周知しております。	C:計画に対する意見、質問として受けるが、素案のとおり

# パブリックコメントのご意見と市の考え方について

## 【対応区分】

- A: 計画に意見を反映
- B: 計画に示されると考えるもの
- C: 計画に対する意見、質問として受けるが、素案のとおり
- D: その他(計画に関連しない意見、要望、質問等)

整理番号	計画該当箇所	ご意見の内容	市の考え方	対応区分
13	第2編第2章 第8節第12 医療救護体制 の整備	<p>①医療救護活動計画(マニュアル)の策定について                      &lt;&lt;p124 第2編震災対策編 第2章震災予防計画 第8節震災に備えた体制整備 第12医療救護体制の整備 1初期医療体制の整備 (1)医療救護活動計画(マニュアル)の策定&gt;&gt;                      医療救護活動計画(マニュアル)の策定について「市は、効果的な医療救護活動を行うため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、自主防災組織等と協議し、事前に以下の項目に関する計画またはマニュアルを定める」(p124)として、医療救護担当の班の編成や活動、自主防災組織等による救護体制の整備などについて定めるとしています。</p> <p>一方、要配慮者に対しては、医療対策として(1)在宅療養者への対策(2)被災者に対するメンタルケア対策(3)透析患者等継続的に医療措置を要する慢性疾患の患者への対応—について規定(p126)があり、福祉避難所を設置(p239)するとともに、避難所運営(p240)では5「要配慮者が健常者とともに避難所生活を行ううえでの障害をできるだけ取り除くよう努める」(7)「避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて巡回による診察・相談を行う。特に高齢者は歩行困難などの生活機能の低下が懸念されるため、運動機会の促進等に努めるものとする。また、要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、医療機関への移送や福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣等の必要な措置をとる」とされています。また、避難行動要支援者に対する避難支援や、「通常の避難所において要配慮者を収容する場合は、要配慮者の利用に配慮した措置を講じる」(p303)などの配慮を求めるほか、「市は、職員、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、地域包括支援センター職員、保健師、自主防災組織、ボランティア団体などからなるチームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者に対して、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する」(p304)など組織的な対応を定めています。</p> <p>災害発生直後、懸命の救助活動が行われている傍らでは、被災者が救護を求めています。その中には認知症や体の不自由な高齢者、心身に障害を抱える障がい者、乳幼児など、様々な要配慮者がいます。また、生活環境が激変するため、平時では日常生活に支障がなくても、周囲の支える力が減衰したり生活機能が低下したりして要配慮の状態になる人々もいます。こうした人々に対する救護活動も防災直後から医療救護活動と同時に開始し、並行的に実施される必要があります。要配慮者の生活機能を維持するため医療と福祉は密接不可分であり、地域住民の健康を守る保健も欠かせません。特に市民の4人に1人が65歳以上と高齢化が進んだ本市などではなおさらです。これらのチームが情報を共有化し活動を連携させなければ救護に重複や抜け落ちが生じ、それぞれのチームから何度も同じことを質問される要配慮者にとっても余分な負担になります。そこで、「医療救護活動計画(マニュアル)」の策定では以下の検討をお願いいたします。</p> <p>医療・保健・福祉の実務責任者による「調整会議(仮称)」を設置して平時から関係者が一堂に会して顔の見える関係を築き、各団体の認識をあらかじめすり合わせておく。その際、防災計画に列挙された医療関係団体のほか、保健所、地域の要配慮者に関する情報や介護などの専門知識を持つ民間事業者を含む福祉関係団体や専門職ボランティア、支援団体など、p304で「在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者に対して、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する」各団体代表もメンバーに加えていただきたいと思います。これらの団体を「自主防災組織等」に含めることも不可能ではないと思いますが、当該部分を「市は、効果的な医療救護活動を行うため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関のほか、保健所、民間の介護事業者、福祉専門職による団体やボランティア組織、自主防災組織等と協議し、事前に以下の項目に関する計画またはマニュアルを定める」などの表現に改め、「医療救護活動」を「医療活動」に限定せず、救護活動全般における医療・保健・福祉の情報共有と連携を明確にすることが重要なのではないのでしょうか。そのため、(1)を独立させて1とする方がいいと思います。</p> <p>そして、災害対策本部が設置されたら同会議を「調整本部(仮称)」に改組して災对本部の下に置き、各団体の救護活動の総合調整をする組織に切り替えることができるよう制度設計していただきたいと思います。災对本部が計画を立て、調整本部がその実行を分担することになります。DMAT(災害派遣医療チーム)やDWAT(災害派遣福祉チーム)、DCAT(災害派遣医療チーム)やDWAT(災害派遣福祉チーム)、DCATという略称もあります)などの応援を受け入れる際の受援窓</p>	<p>医療救護活動計画は、大規模災害時における医療救護活動について、発災から概ね72時間までの医療救護所での医療活動について記載しております。医療・保健・福祉の連携については、既に経験した災害等を参考に実効性や効果について検討してまいりますが、要配慮者については、避難行動要支援者支援制度による支援として、避難個別計画の作成を進め、出張講座や防災訓練等を通じて自治会・自主防災組織等、地域住民への周知・啓発を行っております。</p>	C: 計画に対する意見、質問として受けるが、素案のとおり

# パブリックコメントのご意見と市の考え方について

【対応区分】

- A:計画に意見を反映
- B:計画に示されていると考えるもの
- C:計画に対する意見、質問として受けるが、素案のとおり
- D:その他(計画に関連しない意見、要望、質問等)

整理番号	計画該当箇所	ご意見の内容	市の考え方	対応区分
		<p>口もこちらに一本化できます。「平時に備えていないものは災害時にはできない」(中央防災会議「防災対策推進検討会議最終報告」平成24年7月31日)という東日本大震災の痛切な教訓を忘れてはなりません。</p> <p>人的ネットワーク強化の基本方針について地域防災計画は「市、防災関係機関、協定締結団体等は、発災時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平素から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を進める」(p4)と定めています。</p> <p>防災計画が医療救護や要配慮者対策など法律や担当部署ごとに記述されるのもある程度やむを得ませんが、被災者に直接接して医療救護活動に当たる市区町村といった基礎自治体では、縦割りを極力排して地域全体で被災者を支え、医療・保健・福祉の切れ目ない支援を提供できる体制を構築することが重要だと思います。「調整会議」「調整本部」のように実務面で救護活動の総合調整を担う機関の設置は、防災計画の迅速な実施と実効性を確保し、限られた人材や情報を最大限有効活用するために必須だと考えます。</p> <p>そこで重要な役割を果たすと期待されるのが保健所です。今般の新型コロナウイルス感染症対応では、保健所が地域住民の命と健康を守る最前線であることが改めて認識されました。保健所は人々の命を直接守る医療と、住民に寄り添って生活を支える福祉の懸け橋であるとともに、保健師や乳幼児・高齢者の保健について企画、調整、指導する(地域保健法第6条)など地域の公衆衛生の中心となる行政機関の一部であり、保健所長は市の災害対策本部のメンバーとして、救護活動団体と行政を結びキーパーソンでもあります幸いにして、越谷市は保健所を設置している数少ない基礎自治体の一つです。その強みを生かし、平時から保健所の体制を拡充するとともに、発災時に必要であれば、厚生労働省が整備を進めている「災害時健康危機管理支援チーム」(DHEAT、「災害時健康危機管理支援チーム活動要領について」健健発0320第1号平成30年3月20日、各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部(局)長宛、厚生労働省健康局健康課長)の応援を得るなどして、医療・保健・福祉の職能集団と行政が一体となって被災者の支援に当たっていただきたいと考えますが、いかがでしょうか？</p>		
14	第2編第3章 第14節第1食料の確保及び供給	<p>②避難所外避難者対策について</p> <p>《p258 第2編震災対策編 第3章震災応急対策計画 第14節食料、飲料水及び生活必需品の供給 第1食料の確保及び供給 5食料の応急給与 (3)応急給与対象者》</p> <p>避難所の開設では「特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることが無いよう」(p238)とありますが、国際赤十字委員会などがまとめ、災害救助などで参考にする国際基準(スフィア・ハンドブック)では、避難所居住スペースは1人当たり3.5㎡、寒冷気候では4.5㎡が最低限とされています。</p> <p>過去の災害ではすし詰めの避難所での劣悪な環境が問題となり、2016年の熊本地震では地震による直接的な死者50人に対し、過酷な避難環境の影響などによる関連死は215人に上っています(2019年4月12日、内閣府まとめ)。「適当な施設が得られないときは、野外に仮設建物を設置するなどして対応する」「指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設する」(p238)といっても、人口34万人余りの当市が首都直下地震などの大規模災害に見舞われた際、避難所に収容できる住民の数にはおのずと限りがあります。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策で避難所の3密を避けるため、最近の災害では在宅避難や親せき、知人宅などへの避難が呼びかけられています。コロナの感染状況が収まって、避難所の過密を避け災害関連死を抑制するためには、自宅にとどまれる人や親せき・知人宅に身を寄せる当てる人などには避難所への避難を可能な範囲で控えてもらうことが現実的でしょう。</p> <p>しかし、こうした人たちもライフラインの途絶(停電は約1週間、断水は約1カ月続き、ガスが復旧するのはその後とも言われています)や供給網の混乱、買い占めなどにより水や食料、日用品が買えない状況がしばらく続くことも予想されます。避難所への避難者の過度の集中を抑制するためには、避難所外避難者への支援が不可欠となります。</p> <p>避難所外避難者対策で「市は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している避難者に関する情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健</p>	在宅や車中避難者等、避難所外避難者への支援については、『第2編第3章第14節第1食料の確保及び供給』において、「被災者」のうちに包含し、応急給与を実施することとしており、出張講座や防災訓練、広報活動の際に周知・啓発を実施しております。	C:計画に対する意見、質問として受けるが、素案のとおり

## パブリックコメントのご意見と市の考え方について

### 【対応区分】

A:計画に意見を反映

B:計画に示されていると考えるもの

C:計画に対する意見、質問として受けるが、素案のとおり

D:その他(計画に関連しない意見、要望、質問等)

整理番号	計画該当箇所	ご意見の内容	市の考え方	対応区分
		<p>康相談等の保健医療サービスの提供、避難生活に必要な情報提供の支援を実施し、避難生活の質の向上を図る」(p243)とありますが、最も切実な食料の応急給与は避難所への避難者に対してのみと誤解している避難所運営担当者も多く、これまでの災害では避難所に入れない被災者との間でトラブルが起きたことがあるとも報じられています。</p> <p>そこで、東日本大震災2年後の2013年、災害対策基本法に「災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない」(同法第86条の7)との規定が追加されました。越谷市地域防災計画の規定もこれを受けてのものだと思います。</p> <p>しかし、食料の応急給与対象者(p258)には「①避難所に収容された者②住家の被害が全壊、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者④被災し、一時縁故先に避難する者」などは列挙されていますが、在宅や車中避難者については明記されていません。</p> <p>「⑥その他本部長が必要と認める者」を適用するつもりなのでしょうが、その都度判断を待つということになると、混乱した現場で避難所の担当者が「在宅や車中避難者などは食料の応急給与対象者に含まれない」と誤解して、避難所外避難者との間でトラブルにもなりかねません。</p> <p>最近の住宅は耐震性能も向上しており、最も大きな被害が想定されている茨城県南部地震でも全壊1,956棟、半壊6,878棟とされています。鉄筋コンクリート造のマンションも増えていきますし、最近の災害では車中避難者も増えるなど、避難形態は多様化しています。</p> <p>自宅が一部損壊であっても損害が無くても、様々な事情で食料や水などを入手できない被災者は多く出ると予想され、そうした被災者にも避難所への避難者と同じような支援が与えられるということを明記して混乱を避けるべきだと考えます。そうでなければ多くの被災者が安心して在宅避難などができず、避難所への避難を余儀なくされることでしょう。</p> <p>そのため、⑥を例えば「その他避難所外避難者であっても食料等の入手が困難な者など、本部長が必要と認める者」といった表現に改めたいかと思いますが、どうでしょうか？また、その際、避難所避難者の食料必要数は容易に判断できますが、避難所外避難者の食料必要数をどう把握し、どう配布するかなどについては検討し、マニュアルをあらかじめ整備しておくことも必要だと思います。</p>		